

# 再

延期されていた消費税率10%への引上げについて、2019年10月1日から施行されることと決定した。この消費増税に伴い実施されることとされている社会保障制度の中には、前倒しで2017年度中に実施されるものがある。また、現国会で審議中の2017年度政府予算案（以下、予算案）に盛り込まれている社会保障制度にも、2017年度から実施するとされているものがある（図表1）。

本稿では、これら2017年度に実施の可能性のある社会保障制度改革の概要を解説する。

## 消費増税に伴う制度

### (1) 公的年金の受給資格期間の短縮

公的年金の受給資格を得るための支払期間（受給資格期間）は、消費税率10%への引上げ時に25年から10年に短縮される予定であったが、無年金者救済のために前倒しして2017年8月1

日から短縮されることが決定した。この受給資格期間の短縮によって受給資格を得る場合は、2017年9月分の年金から受け取ることができる。

図表1 2017年度に実施の可能性がある主な社会保障制度改革

項目	主な内容	2017年度中の実施	
消費増税に伴う制度	① 公的年金の受給資格期間の短縮	2017年8月から、受給資格期間を25年から10年に短縮。	○
	② 年金生活者等支援給付金	住民税非課税世帯の年金受給者などに月額5,000円を支給。	未定
	③ 年金生活者等支援臨時福祉給付金	前年度分の住民税が非課税の年金受給者などに一時的に30,000円を支給。	未定
	④ 臨時福祉給付金（簡素な給付措置）	市町村住民税（均等割）非課税の世帯に半年3,000円を支給。軽減税率制度導入までの間の2年半分を一括支給の見込み。	○
公的医療保険	① 70歳以上の高齢者の高額療養費の見直し	現役並み所得者（年収約370万円以上）について、2017年8月に外来上限特例の上限額を引き上げ、2018年8月に自己負担上限額を引き上げ、外来上限特例を撤廃。一般所得者について、自己負担上限額および外来上限特例の上限額を段階的に引き上げる。	予算案
	② 75歳以上の高齢者（後期高齢者）の保険料の見直し	所得割の5割軽減特例および元被扶養者に対する均等割9割軽減特例を2017年度から段階的に縮減する。	予算案
	③ 65歳以上の高齢者の入院時の光熱水費の見直し	医療区分に応じて2017年10月から段階的に引上げ。2018年4月までに原則としてすべての医療区分で370円とする。	予算案
公的介護保険	① 高額介護サービス費の見直し	2017年8月から一般区分の月額上限を37,200円から44,400円に引上げ。	予算案
	② 介護納付金の見直し	2017年度8月分から段階的に加入者割から総報酬割に変更。2020年度に全面導入予定。協会けんぽの加入者の負担減、健保組合の加入者の負担増が想定されている。	予算案

（注）「2017年度中の実施」について、「○」は立法・予算措置済みのもの、「未定」は現段階で前倒し措置がなく実施が未定のもの、「予算案」は2017年度政府予算案に盛り込まれているものを指す。  
（出所）財務省「平成29年度社会保障関係予算のポイント」等を基に大和総研作成

日から短縮されることが決定した。この受給資格期間の短縮によって受給資格を得る場合は、2017年9月分の年金から受け取ることができる。

(2) 年金生活者支援給付金など  
年金生活者支援給付金とは、消費税率10%への引上げ時に、住民税非課税世帯の年金受給者などに対して、原則として月額

5000円を支給する制度である。現状では予算案に計上がなく、施行の前倒しは未定である。

なお、2016年度に、この給付金の前倒しの措置として、前年度分の住民税が非課税の者などに一時的に3万円を支給する「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の措置が実施された。

消費税率10%への引上げまでに再度設けられる可能性もあるが、現状では予算案に計上がなく、措置の継続は未定となっている。

前までの間、継続して支給されることが決定した。支給要件などは2016年度と同様の予定で、原則として2016年度の市町村住民税非課税世帯が支給の対象となる。支給額は半年分3000円であるが、2年半分

の給付金1万5000円が一括支給される予定となっている。

(4) 介護保険の保険料の軽減  
介護保険の保険料については、消費税率10%への引上げ時に、第1号被保険者（65歳以上）のうち市町村住民税非課税世帯（第

1段階～第3段階）について、各基準額の3～7割負担までに軽減する予定とされていた。このうち、第1段階（全員が市町村住民税非課税の世帯）を対象とする軽減措置については2015年4月に一部先行して、

(3) 臨時福祉給付金の継続  
臨時福祉給付金（簡素な給付措置）とは、消費税率が5%から8%に引き上げられた際、低所得者等に与える影響の緩和措置として支給された給付金であるが、2015年度・2016年度においても制度的な対応（軽減税率制度）の導入までの暫定的・臨時的措置として継続して支給されてきた。

図表2 70歳以上の高齢者の高額療養費の見直し（予算案）

■現行

所得区分	負担上限額（月）	
	外来	入院
現役並み（年収約370万円～）	44,400円	80,100円+（医療費-267,000円）×1%【44,400円※】
一般（年収約370万円未満）	12,000円	44,400円
低所得者	住民税非課税	24,600円
	一定所得以下	15,000円

■2017年8月以降

所得区分	負担上限額（月）	
	外来	入院
現役並み（年収約370万円～）	57,600円	80,100円+（医療費-267,000円）×1%【44,400円※】
一般（年収約370万円未満）	14,000円 （年間上限144,000円）	57,600円【44,400円※】
低所得者	住民税非課税	24,600円
	一定所得以下	15,000円

■2018年8月以降

所得区分	負担上限額（月）	
	外来	入院
現役並み	年収約1,160万円～	252,600円+（医療費-842,000円）×1%【140,100円※】
	年収約770万円～1,160万円未満	167,400円+（医療費-558,000円）×1%【93,000円※】
	年収約370万円～770万円未満	80,100円+（医療費-267,000円）×1%【44,400円※】
一般（年収約370万円未満）	18,000円 （年間上限144,000円）	57,600円【44,400円※】
低所得者	住民税非課税	24,600円
	一定所得以下	15,000円

※直近の12ヵ月間に、すでに3回以上高額療養費の支給を受けている場合（多数該当）の上限額。  
（注）下線は直近と比較して見直しがされる部分。  
（出所）財務省「平成29年度社会保障関係予算のポイント」等を基に大和総研作成

シンクタンク研究員による

# 読み解き！最新制度

Vol.24

## 2017年度に実施の可能性がある社会保障制度改革

基準額の4割5分に軽減されている。これ以外のさらなる軽減措置については予算案には計上がなく、現状では前倒しの実施は未定と考えられる。

## 2 公的医療保険

### (1) 70歳以上の高齢者の高額療養費の見直し

高額療養費制度は、病院や薬局の窓口で支払った額が毎月一定の金額（自己負担上限額。年齢や所得により異なる）を超えた場合に、加入している公的医療保険に申請することで、超えた金額の支給が受けられる制度である。また、70歳以上の高齢者には、外来のみを利用した場合の上限額も設定されている（外来上限特例）。

予算案では、これらの上限額について、2017年8月および2018年8月の2段階で見直しを行う方針が示された（図表2）。

### (2) 75歳以上の高齢者（後期高齢

### 者）の保険料の見直し

後期高齢者医療制度の保険料の金額は、被保険者1人ごとに均等に賦課される「均等割」と、所得に応じた「所得割」の合計額となる。この均等割と所得割には、各世帯の所得に応じた軽減措置が設けられており、さらにこの軽減措置について、一定の低所得者について所得割を5割軽減する「所得割の軽減特例」と、被用者保険の元被扶養者であった者（元被扶養者）について、均等割を9割軽減する「元被扶養者に対する軽減特例」が設けられている。

予算案では、これらの軽減特例について、2017年度から段階的に縮減する方針が示されている。具体的には、所得割の軽減特例について2017年度に2割軽減、2018年度に廃止する。また、元被扶養者に対する均等割の軽減特例について、2017年に7割軽減、2018年度に5割軽減とするなどの

見直しが挙げられている。

### (3) 65歳以上の高齢者の入院時の光熱水費の見直し

予算案では、65歳以上の高齢者が長期療養を目的とする医療療養病床に入院した場合の光熱水費の負担額について、医療区分に応じて2017年10月から段階的に引き上げることが示された。2018年4月までにすべての医療区分で日額370円に引き上げることとしている。

## 3 公的介護保険

### (1) 高額介護サービス費の見直し

介護サービスを利用する場合の利用者の負担額については、利用者の世帯の所得区分に応じた上限額が設けられ、上限を超えた部分については払戻しが受けられる。

予算案では、所得区分のうち

一般に区分される利用者について、2017年8月から月額上限を現行の3万7200円から4万4400円に引き上げるなどが示された。

### (2) 介護納付金の見直し

被用者保険における介護納付金について、現行ではその加入する医療保険の加入者数に応じて負担額が決まる加入者割が採用されている。

この加入者割について、予算案では、2017年度8月分から段階的に総報酬制に変更されることが示された。総報酬制では、加入者の報酬に応じて負担額が決まるため、主として中小企業の被用者が加入する協会けんぽについては負担減となる一方、健康保険組合の加入者については負担増となることが想定されている。



小林 章子 ● こばやし・あきこ  
大和総研研究員 弁護士  
金融商品取引法・会社法のほか、金融・証券規制についても調査を行う。著書として、「税金読本」(法人投資家のための証券投資の会計・税務)(いずれも共著、大和証券刊)。